入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年11月9日

支出負担行為担当官
大阪航空局長　梅澤　大輔

１．業務概要

(1)　業 務 名　松山空港他２空港歩道ルーフ改修設計業務
（電子入札及び電子契約対象案件）

(2)　業務内容　本業務は、松山空港、長崎空港及び小松空港ターミナル地区の歩道ルーフについて、既往の点検結果をもとに、改修に必要な設計業務を実施するものである。

【業務数量】

対象空港　松山空港、長崎空港、小松空港

設計業務

（１）業務計画	1 式
（２）資料収集整理	3 項目
（３）現地調査	1.5 日
（４）歩道ルーフ改修設計	
１）改修工法検討	1 式
２）施工計画作成	1 式
３）設計図作成	1 式
４）数量計算作成	1 式
５）概算工事費算定	1 式
（５）報告書作成	1 式
（６）照査	1 式
（７）設計協議	1 式

※詳細は仕様書による

(3)　履行期間　契約締結日の翌平日から令和9年10月29日まで。

(4)　本業務は、入札及び契約等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

(5)　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

　また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する場合には、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(6)　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

(7)　本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争参加資格に適合した者に対して、入札説明書に示す競争参加資格確認結果通知に合わせて、見積参考資料（金額抜き設計書、見積価格）を開示する試行業務である。

(8)　本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けている企業（ＷＬＢ等推進企業）に対して総合評価における加点を行う業務である。なお、詳細は入札説明書による。

(9)　本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて(試行)」（令和7年12月3日付け国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。なお、詳細は特記仕様書による。

２．競争参加資格

(1)　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　開札時までに令和７・８年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント)」のＡ等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

　なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、

競争参加資格の申請を受け付ける。

(4)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、(3)の再認定を受けている者を除く。

(5)　申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(7)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8)　予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については、別添1「競争参加資格要件事項」を参照。）。

(9)　入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

３．入札手続等

(1)　担当部局　別表１のとおり。

(2)　電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

調達ポータル・電子調達システム　ヘルプデスク

電話番号　0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(3)　入札説明書の交付期間及び方法　別表１のとおり。

(4)　申請書、資料の提出期間、場所及び方法　別表１のとおり。

(5)　入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法　別表１のとおり。

４．その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

1)　入札保証金　免除。

2)　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、詳細は入札説明書による。

(3)　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4)　落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

(5)　手続きにおける交渉の有無　無。

(6)　契約書作成の要否　要。

本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式承諾願を提出し、紙契約方式に代えるものとする。

(7)　関連情報を入手するための照会窓口　3.(1)に同じ。

(8)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(9)　履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(10)　その他詳細は入札説明書による。

競争参加資格要件事項

件名：松山空港他２空港歩道ルーフ改修設計業務

入札公告 2.(8)の「予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

(1)企業の業務実績

平成 28 年 4 月 1 日から公告日までの間に完成・引渡しが完了した、下記のいずれかの要件を満たす業務の実績（発注者は問わない。民間実績、海外インフラプロジェクト技術者認定･表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること（再委託としての実績は除く。）。

なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した業務で業務成績評定が通知されている場合は、業務成績評定の評定点が 60 点未満であるものを除く。

・同種業務：歩道ルーフ等※1の設計業務※2

・類似業務：鋼構造物又は工作物（鉄骨造）の設計業務※2

※１：「歩道ルーフ等」とは、歩道ルーフ、横断歩道ルーフ、駐車場ルーフ等の歩道及び車両の駐停車区画に設置される屋根構造のものをいう。

※２：「設計業務」とは、実施・詳細・基本・概略・予備の各設計業務をいう。

(2)配置予定管理技術者の資格等

次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

1)　以下のいずれかの資格を有する者。

・技術士　総合技術監理部門（建設）

・技術士　建設部門

・一級建築士

・国土交通省登録技術者資格※

（施設分野：空港、業務：計画・調査・設計）

：ＲＣＣＭ（港湾及び空港）

・ＲＣＣＭ（道路）

・ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）

・土木学会認定特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者

※「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（平成 26 年 11 月

28 日付国土交通省告示第 1107 号）に基づき、技術者資格登録簿に登録された資格をいう。

2) (1)に掲げる業務の経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。

また、企業の業務実績と同一の業務である必要はない。

3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(3)配置予定照査技術者の資格等

次に掲げる基準を満たす照査技術者を本業務に配置できること。

1) (2)1)に掲げる要件を満たすこと。

2) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(4) 大阪航空局及び管内事務所（国土交通省設置法第 39 条第 1 項に規定する地方航空局の事務所）が発注した「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」の業務で、令和 4 年 4 月 1 日から公告日までの間に完了した業務のうち、業務成績評定が通知されている土木施設の設計・調査・点検等の業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が 60 点以上であること。

(5) 資料に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

1) 再委託の内容が主たる業務の場合。

2) 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(6) 資料の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

1) 資料の提出がない場合や内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

2) 資料の各様式（業務実施体制、実施方針）の注記に反する記載がされている場合。

（入札公告）別表１　入札手続きに係る日程等

件名　：　松山空港他２空港歩道ルーフ改修設計業務

項目		期間等	入札公告記載箇所
担当部局		〒540-8559 大阪市中央区大手前3丁目1番41号　大手前合同庁舎11階 国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係 電話番号　06-6937-2708	3.(1)
入札説明書の交付期間及び方法	交付期間	令和8年11月9日　09時00分～ 令和8年11月24日　17時00分まで	3.(3)
		見積参考資料（金額抜き設計書、見積価格）については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。	
	交付方法	1）電子調達システムにより交付する。 2）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記担当部局に問い合わせること。	
申請書、資料の提出期間、場所及び方法	提出期間	令和8年11月9日　～　令和8年11月25日　まで	3.(4)
		（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。）	
	提出場所	上記担当部局と同じ	
	提出方法	申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。 ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。	
入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法	入札日時 （電子調達システム）	令和8年12月18日　（09時00分から17時00分までの間。）	3.(5)
	入札日時 （紙入札）	令和8年12月18日　（09時00分から開札日時までの間。）	
	提出方法	電子調達システムにより提出すること。ただし､発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、開札日時までに上記担当部局あて持参すること。 （郵送又は託送による提出は認めない。） なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。	
	開札日時	令和8年12月21日　10時00分	
	開札場所	大阪航空局　11階　入札室	